

平成 29 年度地域包括支援センター等運営協議会 議事録

日 時	平成 30 年 2 月 1 日(木) 14 時 45 分～16 時 25 分
場 所	市役所 大会議室
出 席 者	<p>会 長 峰島 厚 副会長 石川 勇男 委 員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 坪内 三 ・ 鈴木 智子 ・ 伊神 誉 ・ 内田 吉信 ・ 渡部 敬俊 ・ 森 昭一郎 ・ 原 広憲 ・ 浅野 加津彦 ・ 野田 智子 ・ 丹羽 義嗣 ・ 岩田 芳尚
事 務 局	高齢者生きがい課
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

1 あいさつ

2 副会長の選任

3 議題

(1) 地域包括支援センターの設置・運営状況について（資料 1）

(2) 江南市地域密着型サービスの整備・利用状況について（資料 2）

(3) 地域包括支援センターの事業計画進捗状況（資料 3）

(4) 認知症総合支援事業委託について（資料 4）

(5) 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について（資料 5）

(6) その他

2 審議経過

1 あいさつ

事務局：

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、誠に有難うございます。

それでは、ただ今より、平成29年度江南市地域包括支援センター等運営協議会を開会させていただきます。

私は、高齢者生きがい課主幹の酒井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに、健康福祉部長の丹羽より、あいさつを申し上げます。

【部長あいさつ】

【委員変更紹介】

それでは、次第に沿って進めさせていただきますので、はじめに、会長より、ごあいさつをお願ひいたします。

会長：

お忙しい中どうもご苦労さんです。この前に、高齢者懇談会がありまして、第7期の計画を基本的には作成しました。たぶん、今後ですね、ごあいさつにもありました、地域包括ケアシステムというような、こうしたものを作り上げるということで、この地域包括ケアセンターここ自体が、かなり重要な役割を担う方向が、大体出てきています。その意味では、年1回の年次報告あるいは年次の計画の議論ですけど、それだけではなくて、今後も含めて忌憚のないご意見を交換できれば、と考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

事務局：

どうもありがとうございました。それでは議題に入らせていただきます。以後の会議の取り回しにつきましては、設置要綱の第6条第1項の規定に基づき、会長にお願ひしたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

2 副会長の選任

会長：

それでは、次第の2に入らせていただきます。「副会長の選任」です。事務局より説明願ひます。

事務局：【説明】

(会長、副会長を指名)

事務局：

それでは、副会長、恐れ入りますがお席の移動をお願ひいたします。ここで、副会長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

副会長：

失礼いたします。ただいま副会長に選出していただきました。会長の下ですね、この会のスムーズな運営に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題

(1) 地域包括支援センターの設置・運営状況について（資料1）

会長：

それでは、次第の2の議題に入らせていただきます。今日は5つありますので、よろしくお願いいたします。最初に、(1)「地域包括支援センターの設置・運営状況について(資料1)」、事務局より説明願います。

事務局：【説明】

会長：

はい。どうもありがとうございました。全般的に地域包括支援センターの年間の、12月までの活動について報告していただきました。ご質問・ご意見等ありましたら、どうぞ。

委員：

地域包括支援センターへの委託料についての質問ですが、昨年度から、南部さんの方が1人、人数が増えて、ということで、16人になっていると思いますけども、委託料についての変更はなかったのでしょうか？

事務局：

そうですね。今のところ、変更はない予定で考えております。

会長：

よろしいですか？

委員：

第7期の計画の中で、今後さらに、高齢者の人数についても増えていくというような数字が出ていたと思いますけれども、その中で、以前話があったような包括支援センターを増やすとか、あるいは、さらにその人数を、包括支援センターの職員数を増やすというような、そういった考えと委託料の増加というのは、リンクして考えられるということでしょうか？

事務局：

はい。計画の中でも、懇談会の方でも、申し上げたところがございますが、平成28年9月末時点での、圏域別人口、高齢化率、認定者数の比較をしたところ、現在のところ、大きな相違はなく、介護事業所の所在地についても、中部圏域の方が、若干、手薄になっているという状況もありますが、7期中におきましては、3包括で、委託料につきましても、機能強化という視点では、検討はしてはしておりますが、今のところは、同じ体制で、という形に考えております。

会長：

全般的に、高齢者が増えたら人員も強化するけれども、今の段階では、それぞれ3つの圏域ごとに、そんなに大きな差はないので、特に、現行で進めていくということで、よろしいですか。この、3つの地域で、ちょっと気にかかったところは、2ページのところで、包括支援センターでケアプランを作成しているのに、南部だけ少ないっていうのは、これは、要するに、ここは、それ以外の作成者が、かなり充実しているということでもないのですけれど、ケアプランの作成、これは何かがあったということはあるのですかね？

事務局：

はい、ありがとうございます。件数につきましては、全体の対象者、事業対象者と要支援1・2の關係の件数が、北部さんと約70件という、ちょっと、そうした差も關係はしてくるのですが、今の包括支援センターさんの業務も鑑みながら、介護予防ケアマネジメントについては、委託に何件出すかというのは、各包括さんの方で、少しご検討いただいているところもありますので、そんな状況なのですけれど、はい。

会長：

特に、支障が出るような変化にはなっていないと、相違にはなっていないということですね。

事務局：

そうですね、委託かけた場合でも、包括さんの方が、プランの方は必ずチェックをさせていただいておりました、ご指導もしていただいているというふうに伺っておりますので、特別は、何も支障がないかと思っております。

会長：

はい。ほか、質問・ご意見等ありましたら。はい、どうぞ。

委員：

同じく2ページなのですけれども、ケアプランの作成件数のところで、包括支援センターの作成数が、北部と中部に関しては、おそらく、前年度の2倍ぐらいの数を作成しているとは思いますが、それでもこのままいくという考え方なののでしょうか？

会長：

そういう意味ね。私も、数字がここだけかなり違うなと思ったけど、要するに、北部と中部が、去年よりか大幅が増えて、南部はそんなに変わっていない、だからこういう違いが出てきているのではないかと。ちょっと業務上、北部と中部の方がかなり大変になってきているのではないかとのご指摘なのですけれど。その辺はどうでしょうか？

包括：

すみません。包括支援センターの方から少し補足をさせていただきます。中部包括と北部包括ですが、人員の中で、介護支援専門員は、プランナーと言われる、主に担当していく職員を配置しておりますので、その兼ね合いで、マイプラン、包括支援センターの作成が多くなっている状況かと思われます。あと、昨年度から数が増えたという件に関しましては、総合事業対象者の方が開始しております、総合事業対象者は、ほとんど包括支援センターのみが作成となりますので、数がこのように増えている状況かと思えます。

会長：

それで、ケアプランが増えていて、ケアプランの作成者も重点的に置いているので、特に現状が大変かどうかという問題になっているかどうか、そこなのですけど。

包括：

はい、ありがとうございます。そのとおりでございます、ケアプランの作成に業務が追われておりました、今後、地域の方で、いろいろ活動していきたいと考えてはおりますが、なかなか少し業務のほうで厳しい状況も、実際はございます。

会長：

はい、ありがとうございます。そうすると、むしろ全体に、区分けの問題ではなくて、全体にケアプランを作成する業務が、ちょっと、かなり大変になっているということですね。特に、市の方では、この辺、ちょっと考えているのがあるかどうかですけれど。

事務局：

はい、今、総合事業というお言葉がございました。始まったばかりでございます、今まさに、まだこれからということもございまして、様子を見させていただいているという状況でもございます。また、後ほど説明させていただきたいと思っておりますけれども、地域ケア会議というものを、確立していくということもありまして、その体制づくりも、今進めさせてい

ただいております。来年度に関しましては、現状の形で進めさせていただきたいと思いますが、確かに、委員の方から言われましたとおり、高齢者人口というのは、今後増えていく見通しになっております。そういったことを踏まえまして、私たちとしては、機能強化もふまえてですね、委託料に関しても検討していくということは、お題として検討しておりますので、よろしくをお願いします。

会長：

はい、よろしいというわけには行かないですけど、全般的には、たぶん、ここの支援センターにいろんな仕事が相当入ってくるだろうと。で、機能強化というのは、ある意味、仕事がたくさん入ってきて、当初からあった、そのケアプランの作成業務が、引き続きずっとある中では、それがなかなかできなくなってくる、あるいは、かなり大変になってくるというところがありますので、ぜひ、その辺は現場の人たちの意見を聞きながら、少し、他の機能がかなり入ってくるだろうと思いますので、それにも力を注げるような、体制等はぜひ検討していただきたいというふうに思います。ほか、ご意見等ありましたら、はい、どうぞ。

委員：

13ページのところで、ご質問をさせていただきたいと思います。地域との連携のところで、58事業者と協力協定を結んでいる②というところなのですけれども、結んでいます、ということで、一応、報告として終わっているのですが、結んでいることによって、見守りを実際させていただいて、地域の支援としての連携に、どれくらい実際に役に立っているのかという、その民間団体との連携のところの、少し、評価を追加で教えていただければなと思います。

会長：

はい、これは、実際にどうぞ。

事務局：

こちら58事業者とですね、協定を結びまして、実際の活動といたしましては、普段、業務の中での、高齢者の方等の見守りをお願いしているところでございます。こちらにつきましてはですね、郵便物がたまっているとか、また、それぞれの、銀行等の窓口ですね、来られる方で、様子がおかしい高齢者の方などが見えた際に、市役所や包括支援センターにご連絡いただきまして対応させていただいているところでございます。ただ、協定を結んだあとですね、そのあと、毎年1回ですが、協定事業者の連絡会の方を開催いたしまして、事業の、見守りの事業の報告ですとか、実際の見守り方法、また、ケースに対してですね、グループワーク等を行って、見守りに対しての考えを、また統一化していくというような活動をしております。

会長：

実際に、報告があったとか、そこから連絡があったとかという、こういうような実績自体はどんな感じなのでしょう？

事務局：

やはりですね、実際にご連絡いただく件数といたしましては、新聞店さん等ですね。例えば、3日、4日新聞がたまっただまになっている、ですとか、牛乳店さんから、連絡をいただいたケースでは、牛乳が回収されていないというような連絡から、こちらのケースといたしましては、残念ながら、ちょっと、高齢者の無事には繋がらなかったのですが、早期発見に繋がったというような、そういったケースがございますし、金融機関の窓口に来られた方で、何度も同じような引き下ろしですね、もう何もなくなっているのに、何度も窓口に来られる方ですね、実際介護サービスに繋がったというようなケースがございます。

会長：

はい、わかりました。どうも、結構有効な手段になっているのですね。ほか、どなたか、挙手あったでしょうか。

委員：

先日、愛知県内の37の、市の民生委員、福祉事務所長が集まったの会合がありまして、いろんな問題が出たわけですけど、厚労省が謳っている「我が事・丸ごと」というのに沿って動

こうとすると、非常に多岐にわたって活動をしなければならないということで、当然、包括支援センター、社会福祉協議会との連携は、当然のことなのですが、現在だと、どちらも、社会福祉協議会も、包括支援センターも、動もすれば、高齢者中心の動きをしているのではないかと。先ほどの会議でのお話を、ちょっと出して申し訳ないですけども、他の委員が、子どものこととか、障害のこととか、今の様な、こういう発見の道筋があるのに、私たち民生委員に繋がるというのは極めてまれであるということ、そういうところに、非常な心細さを持っている。県内のどの民協も、やっぱり、そのことについては、大変心配されていて、まだ、やっていないけど、考えないといけないというのは、圧倒的なのですが、一部では、既に、包括支援センター、あるいは、社会福祉協議会について、根本から考え直さなければいけないのではないかという声が出ているのは事実でございます。私もそう思います。もうちょっと、多岐に渡って見守るという体制を作るために、今のやり方でそのまま進めていっては、ちょっと心細いじゃないかというような感じがしているのですけれど、みなさんは、どのようにお考えですか？

会長：

はい、これは、誰かということじゃなくて、現実には先ほどの話との続きにもなりますけれど、実際にいろんな機能がここに要求されてくるというのは、高齢者だけではなくて、子ども、障害、難病等も含めて、要請されてきていると。ただ、もう一方で先ほどの議論の中にありました、一番初めからあったケアプランを作る仕事で追われているっていう実態がっていうね、そこも含めて、みなさんで、少し、どうすればいいのかってことも含めて考えていただければと思います。確かに活動が狭いとか、されてないとか、大変だとか、あると思うのですけれど、だからと言って、そこで働いている人たちがしてないわけではなくて、むしろ、だけど、やらなきゃならない課題、前々からあった課題で抑えなきゃならない課題はやっていて、それだけでかなり仕事がついという実態があることも、ぜひ見ながら、いろんなことを考えていく必要があるのではないかと。ということで、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

事務局：

今のことでございますけれど、今回の法改正の中で、よく言われています、包括支援センターのあり方ですね、今、私たちが、包括支援センターの方をお願いしているのが、高齢者のことということで、お願いしているのですけども、国の方では、全世代型包括支援センターというキーワードも出てきております。ただ、まだどういった形で、全世代型ということかは、まだ出ていませんけれども、私たちの、違う課になりますけれども、子育て支援課においては、子育て型の包括支援センターを、今検討している状況でございますので、ちょっと縦割りという形になってしまうかもしれませんけれども、それが、1つになっていくのか、それとも今の包括支援センターが機能強化というところではありませんけれども、膨らんでいくのかというのは、これからちょっと私たちも情報収集して、考えていかないといけないかなと思います。

会長：

はい、どうもありがとうございました。法律は通りましたけれど、具体化は、ちょっと相当慎重にやらないとできないだろう、ということで。はい、どうぞ。

委員：

包括支援センターさんや民生委員さんの負担のところ、ちょっと気になっていますが、私ども事業所、地域密着型事業所の運営推進会議の出席をお願いしているのですけれども、地域密着型の事業所も、デイサービスも含めて、非常に増えまして、こちら事業所側として、地域の代表の方ということで、出席をお願いしているのですけれども、それもまた業務負担として、かなりご負担になっているのではないのかなということ、ちょっと懸念するところがあります。私どもやグループホーム・小規模多機能などにつきましては、年6回開催ということで、その都度出席要請の方をさしていただいておりますので、ちょっとそのところは、ちょっと心苦しいかなというふう思うところもあります。

会長：

その辺、実際の人たちはどのような様子ですか。もしありましたら出していただいて。

包括：

まずは、3包括負担が偏らないようにということで、圏域別で分けて出席を、今はさせていただいているということと、あとは、管理者だけではなく、他のスタッフと、今協力し合いながら、出席をさせていただいているというのが実情なのですが、制度的に年6回というのが定められている、で、どうしても包括が出席できないときは、市の方が、基本、最初の年1回以上出席というところで、私たちは市の委託で、市の方の代わりに、他の回数を出席させていただいているという括りなのですが、どうしても出られないので、市の方にご協力をいただいているというのも現状です。ただ、それくらい、やっぱり調整が必要な状況にはなっているというのは事実です。

会長：

はい、どうぞ。

事務局：

今包括支援センターの方から言っていただきましたけれども、今、年6回、地域密着型の通所介護については年2回などの回数ですね、ほぼ包括支援センターさんの方でお願いしていて、市の方は、はじめの1回は何とか行かせていただくのですが、2回目以降は、ほぼ包括支援センターさんに、ちょっとお願いしているような状況ではございます。ただ、後ほど、ご説明させていただきますが、地域密着型サービスについて、指定の手数料などの方で、ご負担をお願いするにあたって、もう少し市の方も、回数行けるようにしたいなというふうに、計画を立てている中で、また包括さんの負担の方も、少し軽減できればな、というふうに思っているところでございます。

会長：

はい、ちょっと、抜本的な解決までは行かないだろうけども、まずは、お互いがこういうふうな実状にあるということと、共通の認識にしたうえで、何ができるのかということ、少し議論をお願いしたいと思います。基本は、だから、その意味では、全般的にはかなり厳しいという状況があるということは抑えておく必要があるのではないかと思います。時間との関係で、次の議題に移らせていただいて、また全般的に戻るということは可能ですので、議事を進めさせていただきます。

(2) 江南市地域密着型サービスの整備・利用状況について（資料2）

会長：

それでは、議題の(2)「江南市地域密着型サービスの整備・利用状況について（資料2）」、事務局より説明願います。

事務局：【説明】

会長：

はい、どうもありがとうございます。それでは、全般的に、ですけれども、ご意見・質問等ありましたらどうぞ。…この当日配布の、資料2の手数料の徴収は、これは、何か理由があるのですか。

事務局：

理由といたしましては、平成30年4月から、居宅介護支援事業所の指定につきまして、県から市の方に移譲がございまして、県におきましては、手数料の方、平成29年4月から徴収することとなっております。そのあとに移行するというところで、市の方も、各市、近隣市町村も検討しておりました。そのこともございまして、江南市も居宅介護支援事業者の指定が下りてくる、30年4月から徴収の方をすることといたしました。合わせまして、市の指定ということになりますと、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の方が

ございましたので、同じように徴収の方をさせていただくことといたしました。総合事業などにつきましては、まだ、検討の段階で、30年4月からは徴収の対象とはしておりません。

会長：

はい、わかりました。行政の移譲によるということ、新たに市が取るということじゃなくて、ということですね。わかりました。はい、あとその、2ページの、地域密着型サービスの利用状況で、計画と実績がかなり違うのですけれど、その辺は理由とか何か分かっていますでしょうか？

事務局：

理由につきましては、差の大きかったということで、先ほど申し上げました小規模多機能型の居宅介護につきましては、利用を既にされている方が、このサービスに移行するにあたって、ケアマネさんを変更する必要があるというような、そういったこともございまして、途中からの移行がなかなか進まないといったことも、なかなか増えていかない原因の1つではないかということで、以前から考えておりました。ただ、少しずつ伸びてきているという現状はございますので、これからまた伸びてくるものと考えております。計画の段階では、もう少し早い段階で伸びてくるという計画を立てているものでございます。認知症対応型の通所介護におきましては、他の通所介護の方でも、認知症加算といったものもございまして、少し対応型の方に通うよりも、今まで慣れていたところでとか、そういったことが原因ではないかというような、話が出ておりましたので、そのように把握しております。

委員：

認知症対応型通所介護なのですが、一般型の方と認知症型とでは料金違いますよね。当然、家族としては、安い方を利用したいという心理が働くと思います。

会長：

この差自体は、それ以外については、まだ利用者あるいは家族の方が、この新しいサービスについて理解が深まっていないので、今後増えていくだろうという話ですけれど、ただ、認知症対応型通所介護の方は大幅に違って、これはだから、ある面でいうと、計画をちょっと見直さないといけないじゃないかというようになるのですけど。そこは、少し、よろしいでしょうか。先ほど言われていたような、同じようなサービスを選んでいる、あるいは、同じようなサービスだけど、安い方を選んでいるというふうになると、そんな簡単には増えないということになります。啓発の問題じゃないと、はい、どうぞ。

委員：

認知症対応型通所介護の補足になりますが、一般型通所介護より料金は高いのですけれども、職員配置としましては、手厚い配置ということで、配置が手厚い分、料金も高くなるというふうになっております。ただ、実際に選ぶご利用者さんやご家族さんからしますと、職員が手厚いところよりも、ちょっと料金が安いところに行きかねないところですので、同じサービスではないということだけは、ご理解いただければと思います。

会長：

ただその、先ほど言いましたように、そういうふうには、一般型を選んでいるということになると、理解をしてもらっても数は増えないというふうになるのですけどね。だから、そのところをどうするかというところを、もう少し考えていただきたいと。

事務局：

すいません、今は計画との比較ということでご質問等をいただきましたけれども、第6期計画ですね、平成27年度から今の平成29年度までの間の計画というのは、それは、サービスの利用自体は高齢者人口の推計であるとか、要介護認定者数の推計に基づいて、計画の数値というものは出しております。その中で、当時の、3年前の考え方の中で、要介護認定者数というのは、まだまだ伸びていくというような考え方の中で、当然サービスの利用者数も増えていくという中で推計をしておりました。ただ今回、第7期の計画におきましては、こういった今の実態と要介護認定者数の伸び率というものも、今は、3年前と比べて、低くなってきてお

ります。そういった実態をふまえて、今、第7期計画ですね、平成30年度から平成32年度までの計画においては、時点修正という形で、今計画の方は策定しておりますので、このあたりは、また実態に即したような状態を踏まえて、必要量を見込んでおります。以上です。

会長：

それならいいですね。はい、わかりました。ほか、どうでしょうか。

(3) 地域包括支援センターの事業計画進捗状況（資料3）

会長：

次の議題のほうに移らせていただきます。（3）「地域包括支援センターの事業計画進捗状況（資料3）」、地域包括支援センターより説明願います。

地域包括支援センター：【説明】

会長：

はい、どうもありがとうございました。補足ですか？

事務局：

今、今年度の状況ということで、このまま引き続き来年度の計画のご説明ということでよろしかったでしょうか？

会長：

はい、はい。

事務局：

来年度のことに関しまして、先ほど冒頭に、会長の方から、第7期介護保険事業計画の方、策定ということをお伝えいただきました。また、委員の方からもございまして、包括支援センターの方の設置の質問がございました。先ほどお答えさせていただいたとおり、計画策定の段階において、第7期においても3包括で継続ということとなっております。また、地域包括ケアシステムの推進に向けて、30年度からですが、各包括支援センターで事業計画の方、立てるといことになりましたので、来年度の事業計画につきまして、北部・中部・南部それぞれの包括支援センターの方から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

会長：

はい、わかりました。それでは、よろしいですか。

地域包括支援センター：【説明】

会長：

はい、ありがとうございました。質問・ご意見ありましたらどうぞ。はい、どうぞ。

委員：

すいません、手短かに言います。包括支援センターの様々な業務の表が、全部読みきれませんでしたけれど、計画のところも、それから実績のところも非常に良くまとめてあって、日頃の活動がすごく大変なのだな、ということと、多岐に亘るということが分かりました。ちょっと、質問と確認が1個ずつあるのですけれども、地域包括支援センターの事業の、まず、最初の29年度の事業計画のところの評価等の中で、地域支援事業のところの、事業分類は地域ケア会議の推進で、個別ケース支援部会のところの評価なのですが、地域課題抽出というのが目標に上がっていたのですけれども、結局、行わずということになって、行わなかった理由が、たぶん、あると思うのですが、その理由を教えてくださいたいのと、それから、実際にその来年度の計画のところ、地域課題の抽出はどうなっていくのかなというふうに見てみると、各包括のところ、地域課題に関するところが、少しずつ載せられているのですが、気になったのは、やっぱり、地区課題というのは、ケースを担当されると気がつきます。それは、たぶん包括支援センター単体で解決できる問題とできない問題が出てくると思うのですが、そのときに、先ほども申し上げました、例えば、同じ世帯に障害者の方もみえて、高齢者の方もみえてとか、お子さんもみえて、となってくると、世帯全体のサービス支援の中にいろんな多岐に亘った地

域課題というのが出てきて、そこをバックアップするような形での、横断的な行政の連携とか、そういったことが展開していただけるといいなと思って聞いていました。そのあたりの、ちょっとお考えとか、今現在できることとして、どんなことを、抽出したあと、どうふうにしていくのか、という点について教えてください。

会長：

よろしいですか。状況でいいと思うので。

包括：

では、評価のところのご返答をさせていただきます。先ほどご質問のあった、地域包括事例検討会の継続と地域課題の抽出のところ、抽出を行わなかった理由ですが、包括事例検討会というのが、包括職員のスキルアップの勉強会という場所ですね、包括の中での課題について話し合う場というところで、ちょっと混在している形でスタートをかけたのですね。結果として、地域課題というのは、やっぱり当事者がいての地域課題の抽出という形で、されるものじゃないかという意見もありましたのと、あとは、地域ケア会議というのが、江南市の方でしっかり組み立てられた場がありまして、個別ケースから地域課題を抽出する、検討するという会議が、別でございますので、そちらの方にかけて、改めてやるべきではないかということで、地域包括の職員間で話し合っ、この場で地域課題をあげるのは、当事者の方を外した形の話合いになってしまうということで、それについては取りやめたというところです。で、ただ、そのまま、個別ケースをそのままにするのではなくて、包括支援センターの方から地域ケア会議に提出をして、きちんと地域課題として、上層部に上げていくというルートに乗せていくということで、そこまでは抽出しなかったということにさせていただきました。よろしかったでしょうか？

会長：

はい、ほか、よろしいですか。そしたら、すいません、1年間の報告と、それから事業計画の報告が細かく出されましたけれども、もっと、ほんとは時間を充分とって議論をしなければならぬ課題がたくさんあると思いますけれども、ほんとは、どっかで別の場所が取れたら、もっとね、じっくり意見を交換し合うことが必要なんじゃないのかと思いました。

(4) 認知症総合支援事業委託について（資料4）

それでは、議題の（4）「認知症総合支援事業委託について（資料4）」、事務局より説明願います。

事務局：【説明】

会長：

今年の4月からの新しい事業ですね。よろしいでしょうか。

(5) 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について（資料5）

会長：

それでは、議題の（5）「地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について（資料5）」、事務局より説明願います。

事務局：【説明】

会長：

はい、この点はよろしいですね。国の政省令の改定に伴う改定ということでよろしいですね。

(6) その他

会長：

その他の議題に入りたいと思います。(6)「その他」について、まず1つめ、在宅医療・介護連携推進事業について、事務局のほうから説明お願いいたします。

事務局：【説明】

会長：

はい、新しい、これも事業ですね。ご質問ご意見ありますでしょうか。それでは、委託先も含めて、了解、了承をいただいたということにさせていただきます。その次、地域ケア会議について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：【説明】

会長：

はい、今日の議論でもありましたけれど、かなり、ここの運営協議会、あるいは懇談会の方も含めて、展開が変わってきていますので、そういう点では、今までのところとの整合性あるいは調整をしながら、新たな会議の持ち方についても、検討していくということで、ケア会議については決まったわけじゃないですけれども、そういう方向で検討していくことのできる承を願いたい。よろしいでしょうか。それでは、全般に渡ってということで構いませんので、全般にわたって、さらにご意見等がありましたら受けたいと思います。

委員：

すいません。先日も、ケアマネさん、包括支援センターの職員さんが、在宅ということで見回りに行かれてですね、ちょっと、高齢者虐待ということで通報いただきまして、厚生病院の方で保護していただきましてありがとうございます。それに準じたことになってくるのですが、警察署の方としましては、毎日ですね、だいたい2人から3人、ここでいきますと、江南市ですとか、大口町、また岩倉市を管内に持っております。迷い老人ということで、保護しまして、それをご家族の方、もしくは親類の方に返しているような実状でございます。中には、昨日あった例なのですけれども、豊田市の方からですね、こちらの方に来ている、全くこちらの土地勘がないと、何でわかったかといいますと、持ち物の中に迷子カードがあったからということで、非常に助かりました。それがなければ、全く地元の間人ではないということで手を焼いた、実際、こちらの方に取りに来ていただいたのは、だいぶ時間が経ってからなのですが、それであっても、人定が早めにわかったというのが実状でございます。ですので、皆様の方にも、在宅介護ですとか、通所介護ですとか、いろいろあると思うのですけれども、中には足腰がしっかりした方で、ちょっとこの方、いいかな、という方が、当然みえると思うのですが、そのような方、なかなか市の方から、例えば迷子カードを作ってくださいというのは、やっぱり難しいというところがあると思うのですけれども、やはり、私どもの方、対応するのは、やはり夜間だとか、休日だとかというのが非常に多いです。ですから、そのときに、その方を早めに身元に返す、身内に返すということを前提としますと、早めに人定が分かるような、名前、電話番号、住所、こちらの方が身体にあると非常に助かるなということで、働きかけの方を、包括支援センターさんの方からもしていただければ、と思います。本来の議論とは違いかもしいないですが。

会長：

いえいえ、この前の会議にも出たわけですがすけれども、迷子という言葉が妥当ではないですけれども、迷子だけじゃなくて、身寄りのない元気なお年寄り、そういうような人も含めて、たぶん、その人たちを発見するというのが、1つ課題であるのですけれども、もう一方で言うと、プライバシーとかあるいは詮索することについて、わかる人たちです。そういうふうな問題もありますので、ちょっと、一律に迷子表、子どものような迷子表というわけにはいかないと思いますけれども、少し、ぜひ議論をしていただくか、場を作ってですね、どういうふうにするかって形で、単純に子どものようにとは、たぶん私も行かないだろうと思いますけれども、その人たちが、あんしん安全でいけるような、というような、その方法を少し、警察の方も生活安全課だけじゃなくて、たぶん身寄りのない人なんかも含めて、と考えると、相当少し広げながら、どういう方法があるのかっていうことを、少し検討してほしいというように思いま

す。よろしいですか、これは。たぶん、介護が必要な人というような発想で、たぶん地域包括ケアはできないだろうと。介護は必要ないけど、いろんな問題を持っている人が、かなり出てきているってところだろうと思いますので、新しい制度として、ぜひ考えてほしいと思います。ほか、ありますでしょうか。はい、どうぞ。

委員：

地域包括ケアというところで、特にその中で、民生委員さんに、ほんとに非常な大きな役割を果たしていただいて、というところで、お話を伺うと、ほんとに大変だなというふうにお伺いするのですが、江南市の方は、欠員が出てないようではございますけれども、県内では欠員も出ているというような話も伺いました。また、平均年齢も64歳を超えてというところで、ここ10年で、3歳ほど平均年齢も上がられて、ということで、ほんと、ちょっと大変だな、というところと、今後、そういった民生委員の引き受け手というところですね、民生委員の方が活動しやすいという形というのを、何か、今日、民生委員の方もご出席いただいておりますので、何かお困りごととか、もしくは、こうしたら活動しやすくなるのに、というようなことを聞くことができたらと思いますが、どうでしょうか。

委員：

はい、どうもありがとうございます。私がお願いしなければいけないことを、代わりに、逆にお願ひ言っただきまして、ほんとありがとうございます。民生委員のなり手不足は、もう江南市どころか、全国的な問題でありまして、定年が延長されて、80歳を超えてもいいようになりまして、民生委員にとっては、非常に迷惑な定年延長で、70くらいで、ほんと、と思っただけなんですけれども、なかなか後継の方が見つかりません。1つには、誤解もあって、民生委員は非常に大変だというふうに思っている方がありまして、実は、大変な地域ばかりではありませんし、江南市は、比較的問題の少ない地域だと私は思うのですが、でもやっぱり大変でないわけでもありません。それには皆さん方の協力ということで、今回の、このいろんなところを見ても、アンケートを見ますと、相談する相手というのは、ほとんどないというアンケートの数字が、40何%と出ていますけど、私ら民生委員がいるじゃないかと言いたいのですが、なかなか言わない、また言う必要がない、PRをすることもないだろうと、思っているのですが、このたび100年というのを迎えて、民生委員活動をもっと一般の方にPRしようということになりましたので、これから、折に触れ、PRしていきたいと思っただけです。これから、特に、PTAとか、そういうものを経験していただいたお母さん方とか、町内会長さんとかいう方は、地域に、一般の方よりは馴染みがあるということで、そういう方をターゲットにはしておるのですが、なかなか3回ぐらい声をかけると、ぷいっと横を向かれて、その次には、もう顔を遠くからでも、私の顔を見ると、逃げる方もいて、大変困っております。でも、がんばって、やりがいのある仕事だと思っただけです。みんながんばっておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

会長：

はい、どうもありがとうございました。ぜひ、この点も課題だろうと思っただけです。地域の人が、どう担い手になっていくのかというところだと思っただけです。そこも含めて、たぶん、今日はもうこれで、ちょっと議論を打ち切らせていただきますけれども、おそらく、地域包括支援センター、ここを中心にして、全体には動いているようですので、たぶん、そこに仕事が集まるけども、問題はそれだけではなくて、かなりいろんなところにあると思うので、今日議論できたのではないかと思いますので、さらにこの辺は、次年度に向けて、深めていければと思います。現場の皆さんも、ぜひ、いい実践、取組を作り出していきたいと思っただけです。これで、一応、その他がありましたら、事務局の議題として。

事務局：

はい、その他のその他になります。今回、この運営協議会に関しましては、今年度はこちらの方で、最後となります。また、来年度に関しましてですが、会長と日程等を確認させていただき、また先ほど申し上げたとおりですけれども、高齢者総合対策懇談会とのあり方を検討させ

ていただいて、合わせて、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長：

はい、それでは、会議を終わりたいと思います。どうもご苦労さんでした。ありがとうございました。